

二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

■ 改正の趣旨

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正を行い、令和3年4月1日から施行するものです。

■ 地域密着型サービスとは

要介護1～5の方が、出来る限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、町指定の事業者が地域住民に提供するサービスのことです。地域の特性を活かし、地域に沿ったサービスを提供するために、町が事業者の指定や監督を行います。施設などの規模が小さいので、利用者のニーズにきめ細かく応えることができると期待されており、原則として指定した町に居住する被保険者が利用可能です。

■ 改正内容

- ・虐待防止に対する取組
- ・ケアの質の向上
- ・人員配置基準の緩和
- ・事業継続に向けた取組の強化
- ・ハラスメント対策の強化
- ・感染症対策の強化
- ・業務負担軽減の見直し
- ・適正なサービス提供の確保
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ・災害時の地域連携強化
- ・過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ・認知症対応型共同生活介護のユニット数の緩和
- ・外部評価に係る運営推進会議の活用
- ・管理栄養士の配置
- ・口腔衛生管理の強化
- ・リスクマネジメントの強化
- ・ユニット型の勤務体制の見直し

- ・その他（文言の規定）

<主な改正内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年の相次ぐ災害を受け、全ての介護サービス事業者に感染症への取組みを義務づけるなどの対策の強化
- ・人員基準や運営基準の緩和